

梅ヶ枝中央会計

株式会社の機関設計

Q 以下のケースでの起業はどのように機関設計をすべきですか？

【ケース 1】 1人で株式会社として起業したいのですが、取締役・株主の関係はどうなりますか？

【ケース 2】 2人起業する場合、役員関係はどのように考えたらいですか？

【ケース 3】 株主が複数名いる場合、どのような組織がいいですか？

A 以下の点に留意が必要です。

【ケース 1】 1人会社の設立は可能であり、代表取締役 1名の会社となります。

【ケース 2】 2人とも代表取締役となることは可能ですが、双方の方向性の確認が必要です。

【ケース 3】 取締役会・監査役・監査役会の設置を含め、機関設計に留意が必要です。

【機関設計】

株式会社を株式譲渡制限の有無(公開・非公開…株式上場の「公開」とは違いますが)、会社の規模(大会社・中小会社…大会社は、資本金 5 億円以上、もしくは、負債 200 億円以上)に区分して、以下の設計が可能です。

株式譲渡制限大会社以外の会社(=譲渡制限付かつ中小会社)

- ① 取締役
- ② 取締役+監査役
- ③ 取締役+監査役+会計監査人
- ④ 取締役会+会計参与
- ⑤ 取締役会+監査役
- ⑥ 取締役会+監査役会
- ⑦ 取締役会+監査役+会計監査人
- ⑧ 取締役会+監査役会+会計監査人
- ⑨ 取締役会+三委員会+会計監査人

・取締役と取締役会とは(監査役と監査役会とは)

取締役(監査役)は1人以上複数名でも可能ですが、複数の取締役で、「取締役会」「監査役会」として設置することが可能です。

・会計参与とは

公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人(会 333 条)

・会計監査人とは

公認会計士もしくは監査法人(会 326 条②)

・三委員会とは

取締役 3 人以上で組織し、指名委員会・監査委員会・報酬委員会(会 400 条・404 条)

【代表取締役・複数代表取締役】

・**取締役会を設置**している会社においては、取締役の中から**代表取締役を選定しなければならない**(会 362 条③)。

・**取締役会非設置会社**においては、各取締役が原則として会社の業務執行権と代表権を有する(会 348 条①、会 349 条①②)ため、**必ず取締役の中から代表取締役を選定しなければならないわけではない**。この場合、**各取締役が同時に代表取締役**でもある。

・**取締役会非設置会社**でも、取締役の中から**代表取締役を選定することを定款で定めることができる**。

・**代表取締役の数には制限はなく**、1人とは限らない。なお、**取締役会設置会社**において、**取締役全員を代表取締役に選定**することはできる。

→過去の「共同代表取締役制度」は廃止されています。

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役	社外取締役とは、株式会社の取締役であって、当該株式会社又は子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人ではなく、かつ、過去に当該株式会社又は子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人となることがない者のことである(会 2 条 15 号)。
社外監査役	社外監査役とは、株式会社の監査役であって、当該株式会社又は子会社の取締役・会計参与・支配人その他の使用人となることがない者のことである(会 2 条 16 号)。

【社外取締役・社外監査役の実任限定契約】

社外取締役・社外監査役が職務を行うことにつき、善意かつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる旨を定款で定めることができます(会 427①)。